

東大阪市子ども・子育て会議（第9回）

会 議 次 第

平成26年 6月12日(水)
午前9時30分から11時30分
総合庁舎22階 会議室1・2

1. 開会

2. 議事

(1) 子ども・子育て支援事業計画骨子案について【資料1】

(2) 地域子育て支援事業供給方法の確保策について【資料2】

(3) 留守家庭児童育成クラブについて【資料3】

(4) 意向調査・確認について【資料4】

(5) 利用者負担について（報告）【資料5】

(6) 新制度市民説明会について（報告）【資料6】

その他

・教育・保育施設及び地域型保育事業者の認可にかかる意見徴収の機関について【資料7】

・パブリックコメントの実施結果について【資料8】

3. 閉会

子ども・子育て会議委員名簿(50音順、敬称略)

		氏名
1	小学校児童保護者	阿部 美枝
2	関西福祉大学社会福祉学部社会福祉学科准教授	井上 寿美
3	子育てサークル等代表者	小田 美亜
4	UAゼンセン万代ユニオン中央執行副委員長	櫛田 育子
5	在宅で子育て中の保護者の代表	佐藤 奈美
6	大阪府立大学人間社会学部	関川 芳孝
7	東大阪労働組合総連合委員	千谷 友美子
8	東大阪市私立保育会会長	高山 昌弘
9	東大阪市私立幼稚園協会会長	竹村 明
10	東大阪市障がい児相談支援及び通所サービス等施設連絡会長	中西 良介
11	保育所保護者	中泉 あゆみ
12	大阪人間科学大学社会福祉学部教授	中川 千恵美
13	東大阪市留守家庭児童育成クラブ協議会会長	平川 康熙
14	東大阪市立小学校長会役員	景山 雅雄
15	東大阪市PTA協議会学校園委員会委員長	藤井 教之
16	鴻池子育て支援センター所長	古川 玲子
17	東大阪市立幼稚園長会幼保問題担当	松葉 朋子
18	幼稚園保護者	森内 庸介
19	認可外保育施設代表者	八木 教雄
20	東大阪大学副学長	吉岡 眞知子

東大阪市子ども・子育て会議（第9回）

配布資料一覧

- 資料1 東大阪市子育て計画骨子案
 - 資料1-2 計画骨子案修正ポイント
 - 資料2 域子育て支援事業供給量の確保策
 - 資料3 放課後児童クラブの推進
 - 資料4-1 確認制度について
 - 資料4-2 意向調査
 - 資料5 利用者負担について
 - 資料6 新制度市民説明会について
 - 資料7 子ども子育て支援制度関係法令
 - 資料7 事業所の選定と認可について(まとめ)
 - 資料8 パブリックコメント意見集計
-
- 参考資料 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査集計結果報告書（概要版）
 - 参考資料2 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査集計結果報告書

資料1

第9回子ども・子育て会議

東大阪市子ども・子育て支援事業計画

～骨子案～

平成26年●月

東大阪市

【 目 次 】

第1章 計画の基本的な趣旨.....	1
1. 計画策定の背景と趣旨.....	2
2. 計画期間.....	3
3. 計画の法的根拠.....	3
4. 計画対象.....	3
5. 計画の位置づけ.....	4
6. 計画策定の体制.....	5
(1) 東大阪市子ども・子育て会議.....	5
(2) 庁内組織.....	5
(3) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査.....	5
(4) 在宅子育て家庭の座談会.....	6
(5) 7リージョンセンターにおける計画説明会.....	6
(6) パブリックコメントの実施.....	6
第2章 計画の基本的な考え方.....	7
1. 基本理念.....	8
2. 計画策定における基本的な視点.....	8
3. 子どもの育ちと子育てに関する理念.....	9
第3章 施策展開に向けて.....	13
1. 東大阪市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性.....	14
2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について.....	16
(1) 社会環境の変化（高度成長期からバブル崩壊、低成長時代を迎えて・・・）.....	16
(2) 幼稚園・保育所（園）の現状.....	24
(3) 在宅での子育て支援について.....	27
(4) 一時預かりについて.....	31
(5) <u>要保護・発達に支援が必要な児童</u> について.....	32
(6) 幼・保・小・中の連携や公私の連携について.....	34
(7) 留守家庭児童育成クラブについて.....	35
(8) <u>子育て支援の情報提供</u> について.....	36
(9) <u>親の子育て力の支援</u> について.....	37
3. 本計画の施策展開の基本的な考え方.....	38
(1) <u>すべての子どものために</u>	38
(2) 公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像について.....	39
(3) <u>戦略的に取り組むために</u>	40

第4章 事業計画の具体的な取り組み

1. 教育・保育提供区域の設定

(1) 考え方

(2) 中学校区別の人口等の概況

(3) 地域別の幼児期の学校教育・保育の供給状況

(4) 地域別の地域子ども・子育て支援事業に該当する主な事業の供給状況

(5) 教育・保育提供区域等について

2. 見込み量の算定方法について

(1) 全国共通で「量の見込み」を算出する項目の概要

(2) 需要量の算出方法の概要

3. 推計児童数について

4. 幼児期の学校教育・保育について

(1) 幼児期の学校教育・保育の需要量と現状の供給量

(2) 実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

5. 地域子ども・子育て支援事業について

(1) 市全体の地域子ども・子育て支援事業の需要量と現状の供給量

(2) 地区別の地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと現状の供給量

(3) 実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

6. 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

(1) 認定こども園の普及に関する基本的な考え方

(2) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援について

(3) 認定こども園、幼稚園、保育所（園）と地域子ども・子育て支援事業の役割分担

(4) 認定こども園、幼稚園、保育所と小学校等の連携

7. その他に重点を置く施策について（国の任意事項関連を含む）

(1) 産休後・育休後の保育利用のための方策

(2) 地域子育てネットワークの拡充

(3) 在宅で子育てされる方への支援

(4) 児童虐待防止対策の充実

(5) 労働者の職業生活と家庭生活の両立

◎ 障害児施策等の充実

◎ その他

[未定] 第5章 計画の推進に向けて

[未定] 資料

【修正】目次を一部修正

第1章 計画の基本的な趣旨

1. 計画策定の背景と趣旨

本市においては、次世代育成支援対策推進法に基づき、子育て・子育て支援策を具体的に推進する行動計画として、平成17年度から平成26年度までの「東大阪市次世代育成支援行動計画」を策定し、家庭・地域・企業そして行政が協働して、子育て・子育て環境づくりを推進してきました。そして市として「子どもの権利を守る社会づくり」「地域における子育て支援の充実」「子どものすこやかな成長及び発達支援」「子育てを支援する生活環境の整備」を施策の基本方向として、子育てに関する支援施策を具体的に推進してきました。

「東大阪市次世代育成支援行動計画」に関する施策を推し進めた結果、この10年の間に地域の子育てに関する支援に広がりが出てきました。例えば、保育所（園）の開設や子育て支援センターの設置によって地域の子育て支援のネットワークを拡充してきました。児童虐待の防止に関しても東大阪市要保護児童対策地域協議会の設置や東大阪市子どもを虐待から守る条例の制定などを行ってきました。子どものすこやかな成長と発達の支援に関しては子どもの発達支援ネットワークの協議会の立ち上げや発達障害に関する相談の強化、特別支援教育の推進などを図ってきました。

国においては少子化社会対策基本法等に基づき、総合的な子ども・子育て支援施策が講じられてきましたが、平成24年8月に、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て支援法」の制定のほか、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、そして児童福祉法の改正を含めた「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」^①が制定され、子ども・子育て支援の新たな制度が創設されました。子ども・子育て支援法においては、新たに市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることが規定されています。

本市では「東大阪市次世代育成支援行動計画」によってサービスに広がりが見られるようになったものの、歯止めがきかない少子化の継続や依然として残る待機児童の問題、増加する児童虐待、地域で孤立する家庭の問題など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境に変化が見られません。

国の動向や、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境の変化、また新たな市民のニーズに十分に答えていくために、教育・保育を提供する体制や地域子ども・子育て支援事業に関することと、幼児期の学校教育・保育の一体的提供の考え方などを本計画において策定します。

^① 3つの法をあわせて「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

2. 計画期間

本計画の計画期間は平成 27 年度から平成 31 年度までの 5 年間です。平成 29 年度には、事業計画の中間見直しを実施します。

3. 計画の法的根拠

本計画は子ども・子育て支援法に基づく法定計画です。

市町村は、子ども・子育て支援法の第 61 条第 1 項において市町村子ども・子育て支援事業計画を定めることとされています。子ども・子育て支援法では、市町村は、子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行わねばならないこととされています。

4. 計画対象

東大阪市に在住する妊婦・12 歳未満の子ども及び子どもを養育しているかたのすべてを対象とします。

5. 計画の位置づけ

東大阪市第2次総合計画を最上位の計画とし、東大阪市次世代育成支援行動計画を本計画の理念部分を扱う上位計画と位置づけます。

東大阪市第4期地域福祉計画、東大阪市教育振興基本計画、東大阪市人権教育基本方針・推進プラン、第3次男女共同参画推進計画、第3期東大阪市障害者計画、第2次東大阪市健康増進計画（2次）、第2次東大阪市食育推進計画などの関連計画との整合性に留意して策定します。

東大阪市第2次総合計画

将来都市像である「夢と活力あふれる元気都市・東大阪」の実現
 ～「施策大綱」の1つに「健康と市民福祉のまちづくり」を設定し、「健やかに子どもを育む福祉の充実」を目指しています。～

次世代育成支援行動計画

東大阪市子ども・子育て支援事業計画

- ①民間活力で待機児童解消へ
- ②公立の幼保連携型認定こども園
- ③地域子育て支援センターの拡充
- ④アウトリーチ型支援の強化

連携

東大阪市の各種計画

東大阪市第4期地域福祉計画

東大阪市教育振興基本計画

東大阪市人権教育基本方針・推進プラン

第3次男女共同参画推進計画

第3期東大阪市障害者計画

第2次東大阪市健康増進計画

第2次東大阪市食育推進計画

その他関連計画

法定計画

子ども・子育て関連3法

趣旨

保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進

◆主なポイント

- 認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付（「施設型給付」）及び小規模保育等への給付（「地域型保育給付」）の創設
 →認定こども園、幼稚園、保育所、また小規模保育など地域型保育の整備で待機児童の解消
- 認定こども園制度の改善（幼保連携型認定こども園の改善等）
 →質の高い幼児期の学校教育・保育を認定こども園制度の改善で総合的に提供
- 地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実
 →子育ての相談や一時預かりなど地域の子ども・子育て支援の充実

子どもを産み育てやすく

◆経緯

- 平成24年6月26日衆議院可決、8月10日参議院可決
- 平成25年4月1日から国の子ども・子育て会議がスタート
- 平成27年4月から新制度の本格実施

6. 計画策定の体制

(1) 東大阪市子ども・子育て会議

東大阪市子ども・子育て会議条例に基づいて東大阪市子ども・子育て会議を設置しています。学識経験者、関係機関代表、公募市民等、幅広い分野の委員が参画しています。

調査等から導かれた子ども・子育て家庭のニーズを踏まえながら、本計画の検討を行います。

また、東大阪市子ども・子育て会議条例の第7条の規定の中で、「会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる」とされていることから、部会を設置しています。

① 東大阪市子ども・子育て会議利用料等に関する検討部会

国の公定価格をもとに、保育所（園）や幼稚園、幼保連携型認定こども園や地域型保育事業の利用料を検討します。

② 東大阪市子ども・子育て会議幼保連携検討部会

幼稚園・保育所（園）の連携を意識した就学前の子どもについての基本的な考え方や保育所（園）、幼稚園に対する市としての基本的な考え方について検討します。

(2) 庁内組織

① 東大阪市子ども・子育て支援新制度推進委員会

本計画を策定するにあたり、子ども・子育て施策に関係する庁内関係機関の相互の連携を図るために、東大阪市子ども・子育て新制度推進委員会を設置しています。

② 東大阪市子ども・子育て支援新制度ワーキングチーム会議

子ども・子育て施策に関係する、庁内関係機関の担当者の相互連携を図るために、東大阪市子ども・子育て新制度ワーキングチーム会議を設置しています。

(3) 東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

子ども・子育てに関する市民の実態とニーズを把握するために、就学前児童、小学生、妊婦のいる世帯を対象にアンケート調査を実施しました。このアンケート調査によって国が求めている子ども・子育て支援新制度に関する基礎資料を作成します。またアンケート結果は本計画に反映させることとします。

これ以降、本文中の表記として「アンケート調査」を用いています。

① 調査対象者

平成 25 年 9 月 5 日現在、東大阪市在住の就学前児童（0～5 歳）から 6,048 人を、小学生（6～11 歳）から 3,213 人を無作為に抽出し、対象児童の保護者に送付しました。また、妊婦については平成 25 年度に母子手帳を取得した方かつ出産予定日が平成 25 年 10 月 1 日以降である妊婦から無作為で 815 人を抽出し、送付しました。

② 調査の方法・時期

平成 25 年 10 月 1 日に郵送による調査票発送を行い、平成 25 年 10 月 16 日までを期限に郵送によって回収しました。集計としては 11 月 5 日までに市役所へ返信された調査票を集計対象としています。

表 調査の概要

	就学前児童	小学生	妊婦
調査地域	東大阪市全域		
調査方法	調査は、郵送配布、郵送回収で行い、お礼状兼督促状を 1 回送付した。またポスター等による調査に関する啓発活動を実施した。		
調査期間	平成 25 年 10 月 1 日～10 月 16 日 (但し、平成 25 年 11 月 5 日までに市役所へ届いた調査票は集計の対象とした。)		
抽出方法	住民基本台帳に基づき対象者を無作為抽出。妊婦は母子手帳の交付を受けたものの中から無作為抽出。		
調査対象	平成 25 年 9 月 5 日現在、東大阪市在住の就学前児童（0～5 歳）	平成 25 年 9 月 5 日現在、東大阪市在住の小学生（6～11 歳）	平成 25 年度に母子手帳を取得した方かつ出産予定日が平成 25 年 10 月 1 日以降である妊婦
調査対象数	6,048 件	3,213 件	815 件
有効回収数	3,148 件	1,561 件	449 件
無効回収数	8 件	5 件	0 件
有効回収率	52.1%	48.6%	55.1%

(4) 在宅子育て家庭の座談会

子育て不安等の解消を目指して、在宅で低年齢児の子育てをされている方に参加を募り、各リージョンセンターにて座談会を開催しました。

(5) 7リージョンセンターにおける計画説明会

リージョン別の説明会を開催して、事務局から計画素案を説明し、各施策に対する市民の方への周知を図ります。

(6) パブリックコメントの実施

市民に計画策定に関する情報を広く提供するとともに、市民の意見を幅広く聴取し、反映させるためにパブリックコメントを実施する予定です。

第2章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

【基本理念の継承】

『すべての子どもの権利を尊重し、次代を担う子どもの生きる力・夢を育み、子育ての喜びが実感できるまち東大阪』

子育ての喜びが実感できる社会、すべての子どもがすこやかに成長し、生きる力や夢を育むことのできる社会の実現のためには、社会全体に子育ての意義が理解され、家庭・地域・企業そして行政が協働し、子育て環境づくりを推進していくことが重要です。

本市では、「東大阪市次世代育成支援後期行動計画」に掲げてきた理念を引き継ぎながら、本計画によって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している人に必要な支援を行い、それによって、子育てにやさしいまちとしての発展と、一人一人の子どもがすこやかに成長することができる社会の実現を目指します。

2. 計画策定における基本的な視点

本計画で定める子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、社会環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことです。

本市では次のような視点のもとで発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援の提供を目指します。

【教育・学びに関する基本理念】「教育」に触れるようにとの意見をもとに追加。

(1) 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します

子ども・子育て支援については「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考えを基本に、子どもの視点に立ち、子どもの生存と発達が保障されるよう、良質かつ適切な内容及び水準のものとすることが必要です。その際に子どもたちの一人一人の権利を保障します。

(2) 一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障することを目指します。必要な場合には子どもに対する適切な措置を講じることにより、一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します。

また、人間形成の基礎が養われる大事な時期である幼児期には、教育の役割は極めて重要となることから、家庭や地域と連携し、幼児教育の可能性を最大限活かす取り組みを推進することが必要です。

【教育・学びに関する基本理念】「教育」に触れるようにとの意見をもとに追加。

(3) 子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どものすこやかな育ちと子育てを支えることは、子どもや保護者の幸せにつながるだけではなく、将来の東大阪市の担い手を育成する重要な未来への投資であり、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つであるという認識が必要です。また、家庭、学校、地域、職場などの社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要となります。

(4) 子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します

子どもの育ちや子育てをめぐる状況は厳しく、結婚や出産に関する希望の実現をあきらめる人々や、悩みや不安を抱えながら子育てに取り組む人々があります。また、親自身は、周囲の様々な支援を受けながら、実際に子育てを経験することを通じて、親として成長していくものであり、すべての子育て家庭を対象に、こうした成長していく過程を支援していくことが必要とされています。このような状況の中で、安心と喜びと誇りを持って子育てができるように子どもと子育て家庭に寄り添った支援が必要となります。

3. 子どもの育ちと子育てに関する理念

(1) 子どもの育ちとは

人は生まれながらにして、自然に成長していく力とともに、周囲の環境に対して自分から能動的に働きかけようとする力をもっています。発達とは、自然な心身の成長に伴い、人がこのように能動性を発揮して周囲の環境と関わり合う中で、生活に必要な能力等を獲得していく過程といえます。

このため、乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成が必要です。

また、幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であるといえます。このため、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要です。

さらに学校就学後の学童期は、自立意識や他者理解等の社会性の発達が進み、心身の成長も著しい時期です。このため、学校教育とともに、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供することが必要です。

国の基本指針をもとに追記をしました

(2) 子育てとは

「父母その他の保護者は、子育てについての第一義的責任を有する」という基本的認識を前提とし、また、家庭は教育の原点であり、出発点であるとの認識の下、子ども・子育てをめぐる環境の変化を踏まえ、子ども・子育て支援は進められる必要があります。

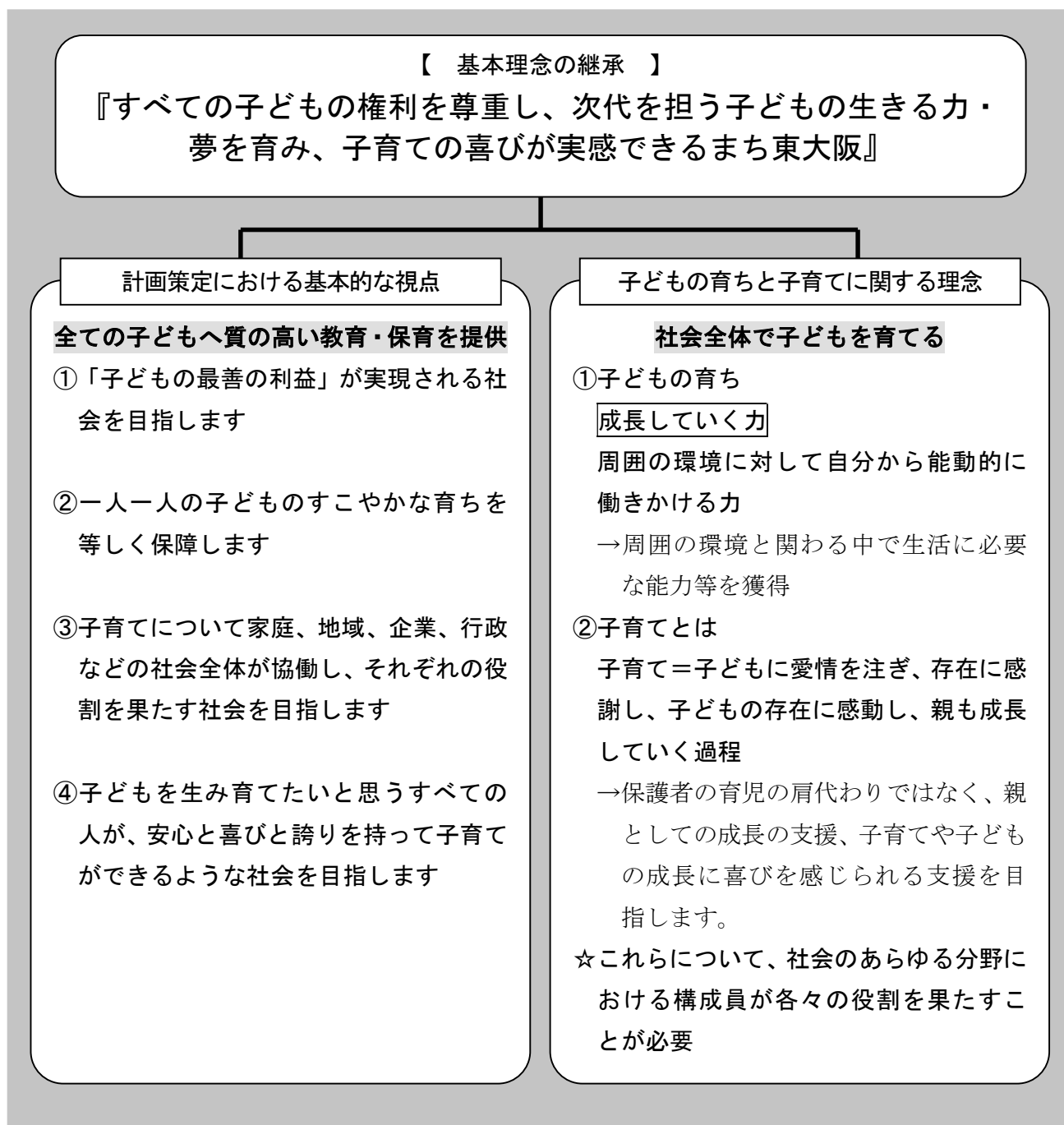
子育てとは本来、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもの姿に感動して、親も親として成長していくという大きな喜びや生きがいをもたらす尊い営みといえます。

したがって、子ども・子育て支援とは、保護者の育児を肩代わりするものではなく、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくことであると考えます。

また、地域及び社会全体が、子育て中の保護者の気持ちを受け止め、寄り添い、支えることを通じ、保護者が子育てに不安や負担ではなく喜びや生きがいを感じることができるよう環境を整えることも重要であると考えます。

国の基本指針をもとに追記をしました

図 計画の基本的な考え方



第3章 施策展開に向けて

1. 東大阪市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性

本市では東大阪市次世代育成支援行動計画において施策の柱の1つとして少子化への対応を進めてきました。

本計画ではこのような東大阪市次世代育成支援行動計画の施策体系を生かしながら、今日的な課題や教育・保育の提供等を含めた方策を定めています。

図 計画の関係性

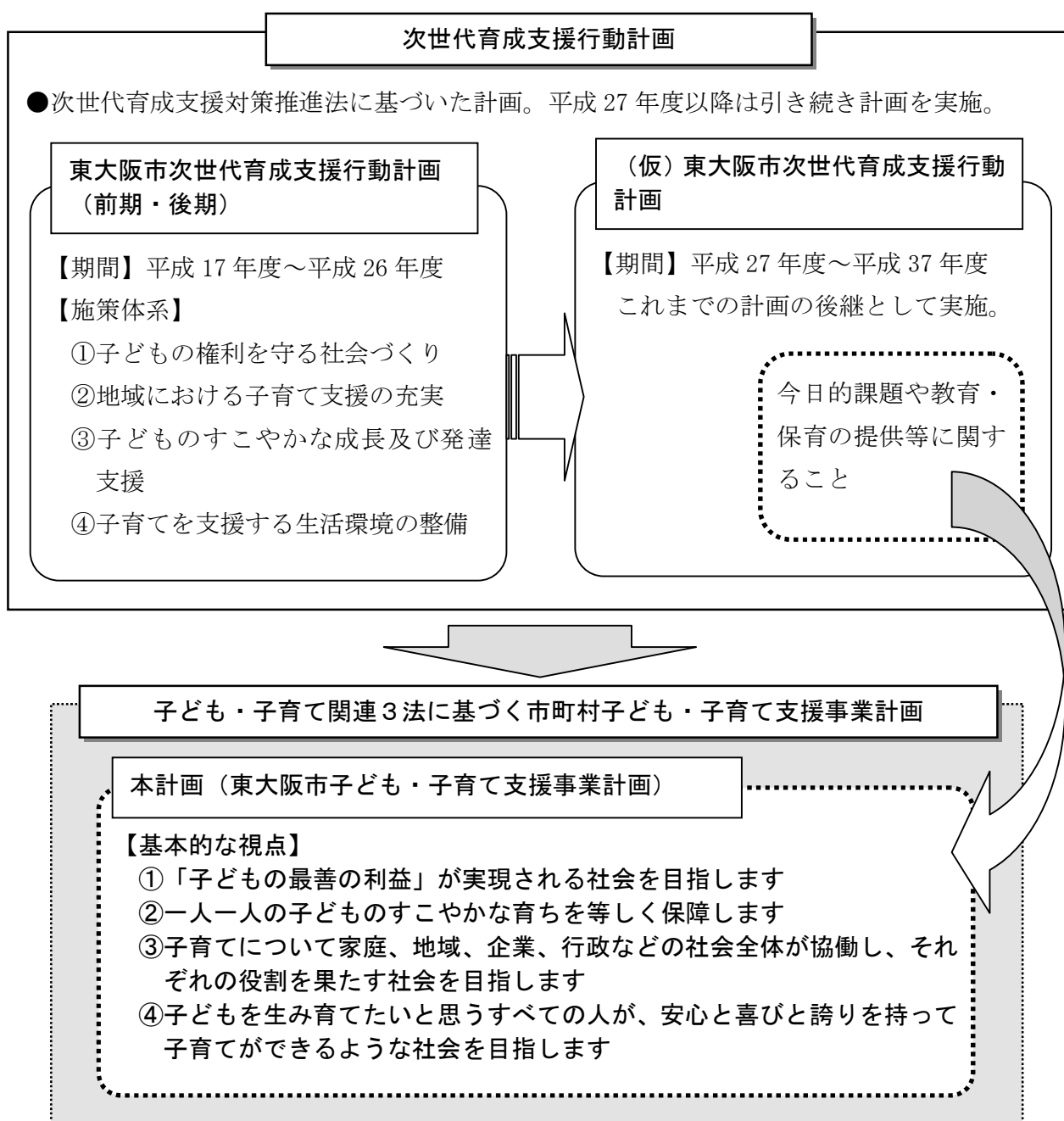
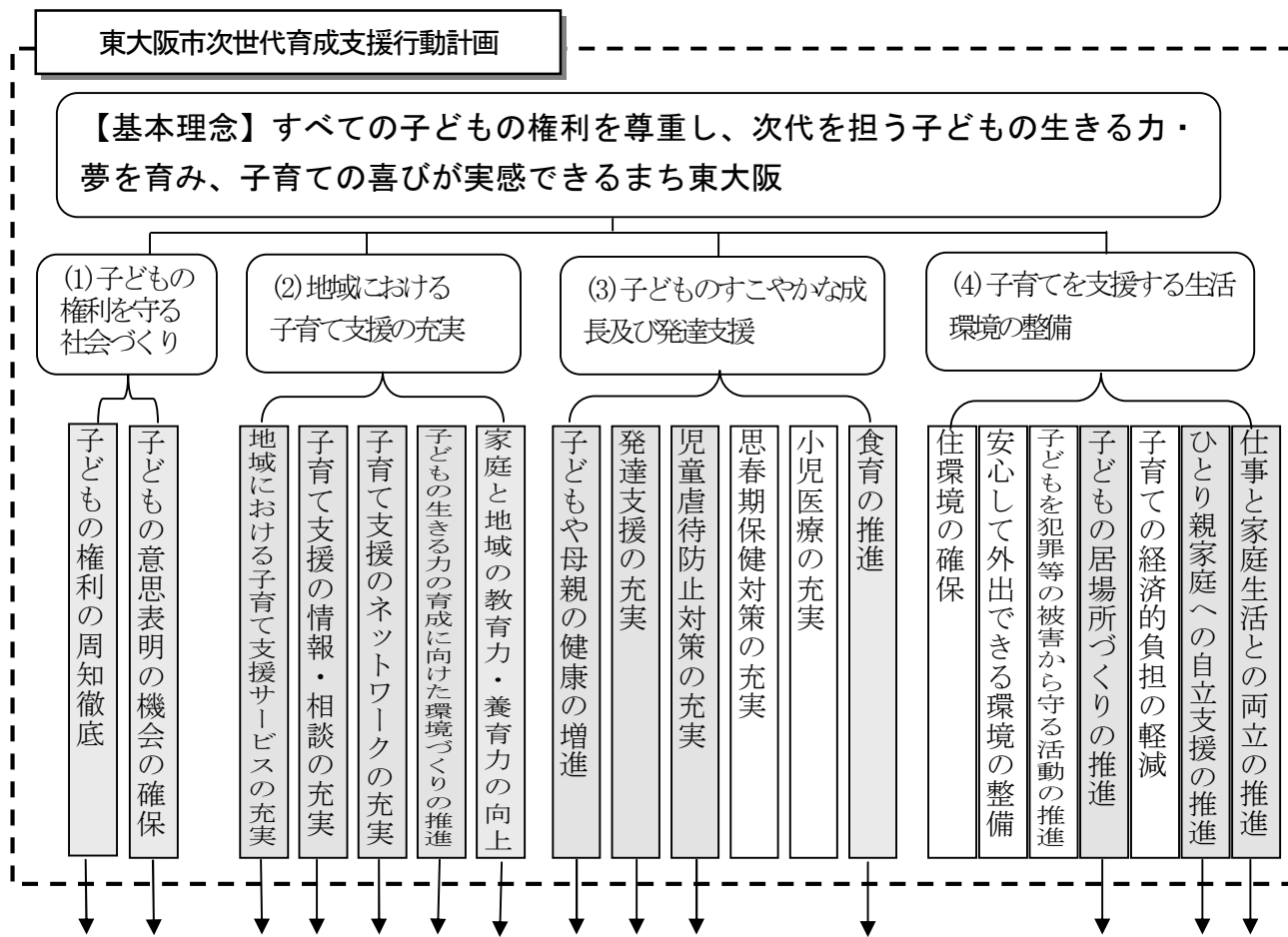


図 次世代育成支援行動計画の施策と本計画の関係性



東大阪市子ども・子育て支援事業計画

基本的な視点

- ① 「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します
- ② 一人一人の子どものすこやかな育ちを等しく保障します
- ③ 子育てについて家庭、地域、企業、行政などの社会全体が協働し、それぞれの役割を果たす社会を目指します
- ④ 子どもを生み育てたいと思うすべての人が、安心と喜びと誇りを持って子育てができるような社会を目指します

基本的な考え方

- (1) すべての子どものために
 - ① すべての子どもに良質な育成環境を保障するために
 - ② すべての子どもがすこやかに成長するために
- (2) 公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像について
 - ① 地域における子ども・子育て支援強化
 - ② 民間施設との連携の工夫
 - ③ 公の持つ強みに応じた役割再編
 - ④ 要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート
- (3) 戦略的に取り組むために
 - ① 幼児期における質の高い学校教育・保育の提供
 - ② 待機児童の解消
 - ③ 在宅での子育て支援の拡充

【戦略的な理念設定の必要性】子ども・子育て会議の「具体的な方向性について示してほしい」といった意見から、次世代の施策との関係性を明記しました

2. 子どもと子育てをめぐる現状と主要な課題について

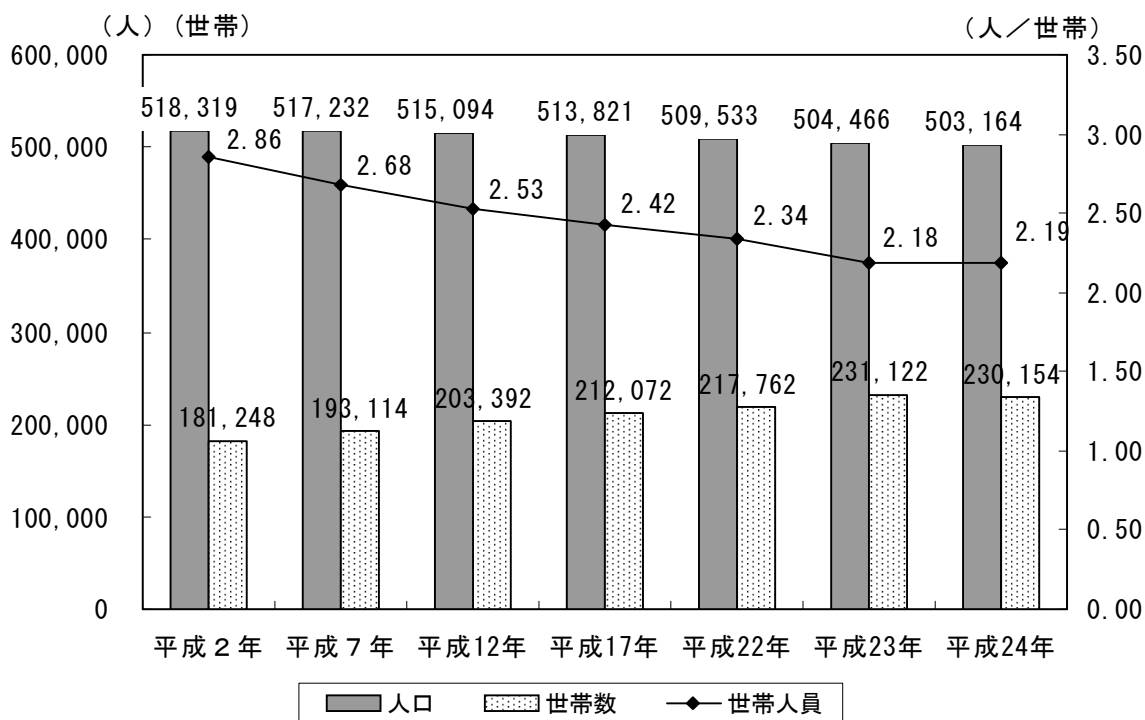
(1) 社会環境の変化（高度成長期からバブル崩壊、低成長時代を迎えて・・・）

① 人口減少・少子高齢化・核家族化

● 人口及び世帯人員数は減少傾向、世帯数は増加傾向

平成24年の住民基本台帳によると、東大阪市の人口は503,164人、世帯数は230,154世帯、1世帯当たりの人員数は2.19人となっており、平成2年と比べると人口及び世帯人員数は減少傾向、世帯数は増加傾向にあります。

図 人口及び世帯等の推移

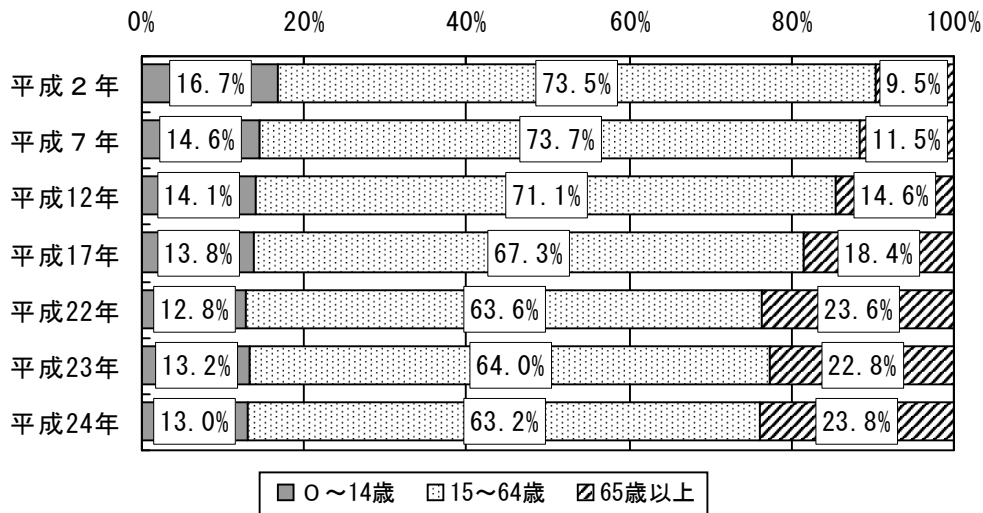


資料：国勢調査（平成2～平成22年（5年ごと））、住民基本台帳（平成23、24年は10月1日現在）

● 「0～14歳」と「15～64歳」の割合が減少し、「65歳以上」の割合は増加傾向

年齢区別の人口割合をみると、「0～14歳」の割合と「15～64歳」の割合は平成2年(16.7%、73.5%)から減少し、平成24年にはそれぞれ13.0%と63.2%となっています。一方、「65歳以上」の割合は平成2年の9.5%から増加し、平成24年には23.8%となっています。

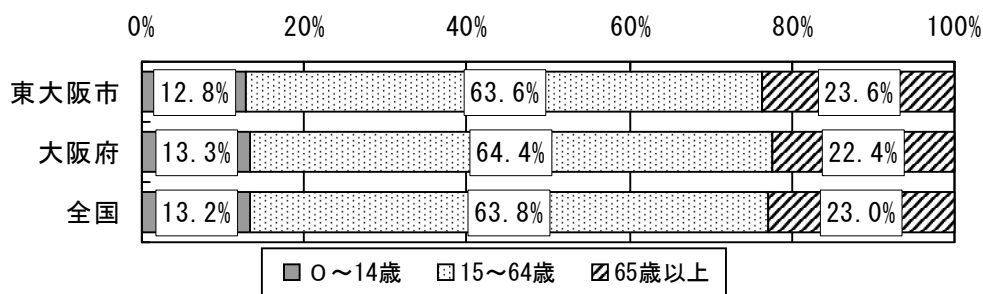
図 年齢区別の人口割合の推移



資料：国勢調査（平成2～平成22年（5年ごと））、住民基本台帳（平成23、24年は10月1日現在）

大阪府や国と比べて本市では「65歳以上」の割合が高く、「0～14歳」の割合と「15～64歳」の割合は低くなっています。

図 年齢3区別人口割合の本市・府・国の比較（平成22年）



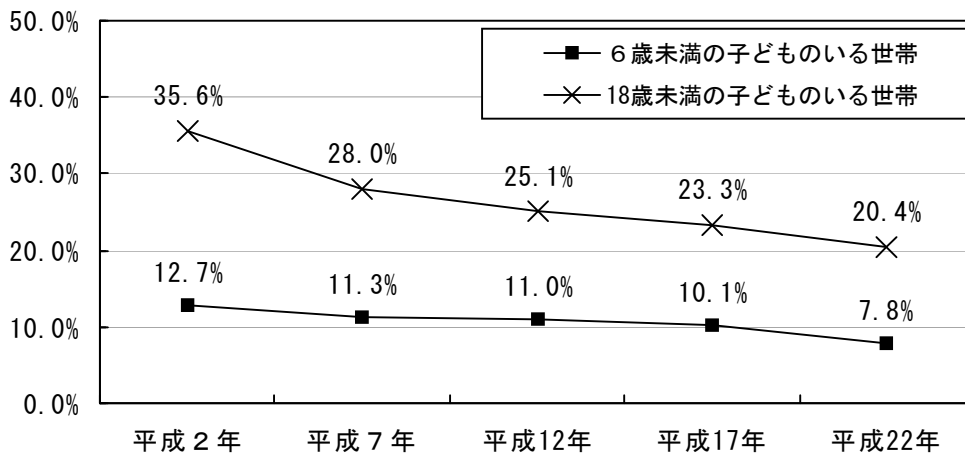
資料：国勢調査

● 子どものいる世帯は減少傾向

子どものいる世帯の状況について6歳未満の場合と18歳未満の場合とで子どものいる世帯の一般世帯に対する割合をみると、本市では平成2年(12.7%、35.6%)から平成22年(7.8%、20.4%)にかけて減少傾向にあります。

平成22年現在で子どものいる世帯を大阪府、国と比較すると、6歳未満の子どもがいる世帯の一般世帯に対する割合は大阪府が8.8%、国が9.4%、18歳未満の子どもがいる世帯の割合は、大阪府が21.6%、国が23.1%となっており、いずれの場合も本市は大阪府、国より子どものいる世帯の割合が少なくなっています。

図 6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯割合の推移



資料：国勢調査

表 6歳未満及び18歳未満の子どもがいる世帯割合の市・府・国の比較

(単位：世帯、%)

区分	東大阪市		大阪府		全国	
	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年	平成17年	平成22年
一般世帯総数	209,631	217,564	3,590,593	3,823,279	49,062,530	51,842,307
6歳未満の子ども のいる世帯	21,151	17,073	365,950	336,831	5,171,707	4,877,321
一般世帯に対する 割合	10.1%	7.8%	10.2%	8.8%	10.5%	9.4%
18歳未満の子ども のいる世帯	48,912	44,410	847,507	826,999	12,403,146	11,989,891
一般世帯に対する 割合	23.3%	20.4%	23.6%	21.6%	25.3%	23.1%

資料：国勢調査

● **ひとり親家庭は増加傾向**

ひとり親家庭の推移をみると、母子家庭は平成 17 年の 4,188 世帯から平成 22 年には 4,926 世帯となっています。父子家庭は平成 17 年の 450 世帯から平成 22 年には 483 世帯となっています。

表 ひとり親家庭の推移

(単位：世帯)

	平成 17 年	平成 22 年
母子家庭	4,188	4,926
父子家庭	450	483

資料：国勢調査

● **婚姻件数の減少**

婚姻件数及び離婚件数の推移をみると、婚姻件数は平成 20 年の 2,748 件から年々減少し平成 23 年には 2,550 件となっています。離婚件数は平成 20 年の 1,134 件から平成 21 年の 1,174 件までは増加していましたが、平成 22 年には減少に転じて 1,172 件となっています。

表 婚姻件数及び離婚件数の推移

(単位：件)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
婚姻件数	2,748	2,719	2,629	2,550	2,638
離婚件数	1,134	1,174	1,172	1,118	1,077

* 平成 20～平成 24 年（暦年）

資料：保健衛生年報

● **出生数の減少**

出生数の推移をみると、出生数は平成 20 年の 4,010 件から年々減少し平成 23 年には 3,814 件となっています。

表 出生数の推移

(単位：人)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
出生数	4,010	3,985	3,853	3,814	3,748

* 平成 20～平成 24 年（暦年）

資料：保健衛生年報

● 合計特殊出生率の増加

女性の15歳から49歳までの年齢別出生率を合計した合計特殊出生率から出生の推移をみると、本市では全国、大阪府よりも割合は低いものの、類似した微増の傾向で推移しています。本市では平成20年の1.21から年々ほぼ増加して平成24年には1.27となっています。微増傾向ではあるものの、かつてに比べると依然として少子化傾向が続いているといえます。

表 合計特殊出生率の推移（市・府・国比較）

（単位：％）

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
東大阪市	1.21	1.24	1.24	1.26	1.27
大阪府	1.28	1.28	1.33	1.30	1.31
全国	1.37	1.37	1.39	1.39	1.41

* 平成20～平成24年（暦年）

資料：保健衛生年報

② 就労について

● 不況にともなう母親の就労等

複雑な社会経済情勢の下で不安定な雇用条件で働く人の中に子育てに関する出費に悩む市民が多く存在しています。そのような様子について、母親の就労状況別に悩みの有無をみると、子育てにかかる出費がかさむことに悩んでいる人は「パート・アルバイト等で就労している」が47.9%で最も多く、次いで無回答を除いて「就労していない」(38.4%)となっています。

このように、経済的な理由から求職活動をせざるを得ない母親がいる状況も見受けられます。

表 母親の就労状況別 子育てにかかる出費に関する悩みの有無

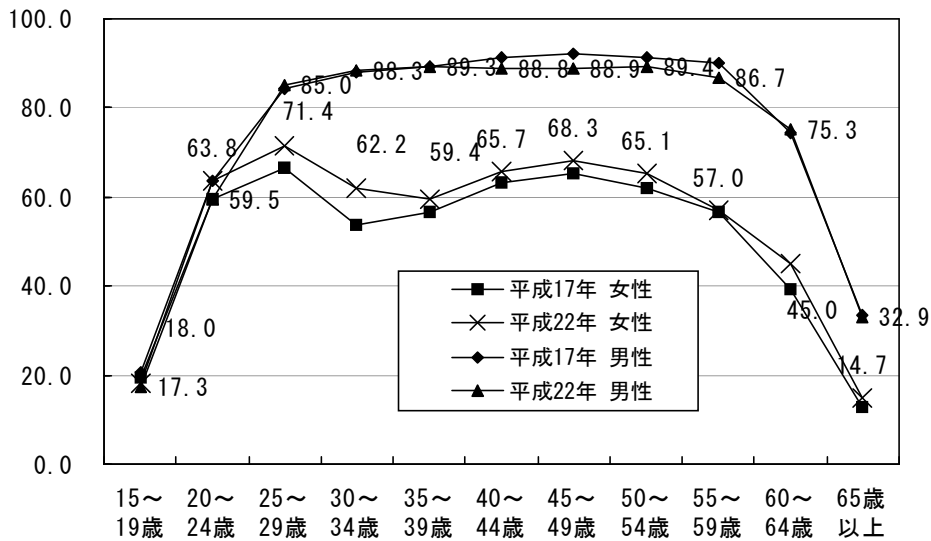
	子育てにかかる出費がかさむことに悩んでいる人	子育てにかかる出費がかさむことには悩んでいない人	無回答	合計
フルタイムで就労している（産休・育休・介護休業中含む）	207 29.9%	472 68.1%	14 2.0%	693 100.0%
パート・アルバイト等で就労している（産休・育休・介護休業中含む）	340 47.9%	359 50.6%	11 1.5%	710 100.0%
現在、求職中である	53 37.9%	83 59.3%	4 2.9%	140 100.0%
就労していない	579 38.4%	883 58.6%	44 2.9%	1,506 100.0%
無回答	38 42.7%	44 49.4%	7 7.9%	89 100.0%
合計	1,217 38.8%	1,841 58.7%	80 2.5%	3,138 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

● 女性の労働力率が上昇し、底の浅い緩やかなM字型。男性の労働力率は40～59歳で低下

平成17年と平成22年の年齢階級別労働力率（労働力人口／階級別総人口）をみると、男性では40～59歳で減少傾向となっています。不安定な景況感が続いている昨今の現状から中高年の男性に対する就労の厳しさがうかがえます。一方、女性の年齢階層別労働力率は30～39歳で一旦底になる、いわゆるM字型のカーブを描いています。このカーブをみると一番の底（女性の労働力率が最も低いのは）は平成17年では30～34歳であるのに対して平成22年では35～39歳と年齢層が上がっています。また平成17年に対して平成22年は底が浅くなっており、子育て世代と見られる女性の労働力率は上昇傾向にあることがうかがえます。

図 年齢階級別労働力率



* 数値は平成22年

資料：国勢調査

③ 地域における育児力の低下

● 現在の子育ての不安 ～不安を感じる人が5割近く～

平成20年度と平成25年度のアンケート調査の結果から現在の子育ての不安を比較してみると、就学前児童の家庭では不安を感じる人（「非常に不安を感じる」と「何となく不安を感じる」の合計）は47.0%で前回調査（平成20年度）（48.1%）を1.1ポイント下回っています。小学生の家庭では不安を感じる人は48.9%で前回調査（平成20年度）（45.4%）を3.5ポイント上回っています。

表 現在の子育ての不安（前回調査との比較）

	就学前児童		小学生	
	平成20年度 (N=1,188)	平成25年度 (N=3,148)	平成20年度 (N=1,117)	平成25年度 (N=1,561)
非常に不安を感じる	9.7%	8.4%	7.3%	11.7%
何となく不安を感じる	38.4%	38.6%	38.1%	37.2%
あまり不安など感じない	37.4%	39.3%	40.6%	34.8%
全く感じない	8.8%	7.7%	7.9%	8.3%
なんともいえない（わからない）	3.3%	4.8%	4.9%	4.3%
無回答	2.5%	1.3%	1.1%	3.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

● 子育てが地域に支えられていると感じている人が減少

平成20年度と平成25年度のアンケート調査の結果から子育てが地域に支えられているかを見ると、「感じない」では54.6%で前回調査（平成20年度）（52.9%）を1.7ポイント上回っています。一方、「感じる」では42.4%で前回調査（平成20年度）（44.1%）を1.7ポイント下回っています。

表 子育てが地域に支えられているか（前回調査との比較）

	就学前児童	
	平成20年度 (N=1,188)	平成25年度 (N=3,148)
感じる	44.1%	42.4%
感じない	52.9%	54.6%
無回答	3.0%	3.0%
合計	100.0%	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

(2) 幼稚園・保育所(園)の現状

子育て家庭のニーズに関してアンケート調査の結果から平日の定期的な保育・教育事業の利用希望をみると、就学前の児童では幼稚園が56.3%、認可保育所が40.2%というように、幼稚園を希望する人が多い一方で認可保育所だけでも全体の4割のニーズがあるなど、保育所関連を希望する人も依然として多い状況にあります。

しかし、このように幼稚園、保育所(園)それぞれの希望がある状況にも関わらず、保育所(園)では待機児童が出るほど受け入れ先の拡大が課題であり、一方で幼稚園の定員充足率は平成24年現在、公立では51.4%、私立では73.3%となっています。また各々の施設では老朽化や耐震化の必要性などの課題を抱えている場合もあります。

表 調査対象の子どもの年齢(平成25年4月1日時点)別
平日の定期的な保育・教育事業の利用希望(複数回答)

	幼稚園	幼稚園の預かり保育	認可保育所	小規模な保育施設	家庭的保育	事業所内保育施設	自治体の認証・認定保育施設	認定こども園	認可外の保育施設	ベビーシッター	ファミリー・サポート・センター	その他	利用希望はない	有効回答数
0歳児(平成25年度生まれ)	4	1	5	1	0	2	0	2	0	0	0	0	0	10
	40.0%	10.0%	50.0%	10.0%	0.0%	20.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
0歳児(平成24年度生まれ)	301	146	302	73	11	33	34	88	23	4	19	6	15	532
	56.6%	27.4%	56.8%	13.7%	2.1%	6.2%	6.4%	16.5%	4.3%	0.8%	3.6%	1.1%	2.8%	100.0%
1歳児	267	131	251	46	10	21	20	56	9	6	18	7	24	499
	53.5%	26.3%	50.3%	9.2%	2.0%	4.2%	4.0%	11.2%	1.8%	1.2%	3.6%	1.4%	4.8%	100.0%
2歳児	300	133	202	34	12	15	11	45	8	1	23	5	23	525
	57.1%	25.3%	38.5%	6.5%	2.3%	2.9%	2.1%	8.6%	1.5%	0.2%	4.4%	1.0%	4.4%	100.0%
3歳児	305	167	196	26	11	21	14	41	4	8	23	3	36	533
	57.2%	31.3%	36.8%	4.9%	2.1%	3.9%	2.6%	7.7%	0.8%	1.5%	4.3%	0.6%	6.8%	100.0%
4歳児	304	168	150	24	8	17	11	33	2	8	20	4	27	510
	59.6%	32.9%	29.4%	4.7%	1.6%	3.3%	2.2%	6.5%	0.4%	1.6%	3.9%	0.8%	5.3%	100.0%
5歳児	281	169	152	25	8	15	13	32	5	10	23	3	44	521
	53.9%	32.4%	29.2%	4.8%	1.5%	2.9%	2.5%	6.1%	1.0%	1.9%	4.4%	0.6%	8.4%	100.0%
無回答	10	4	6	0	0	0	0	2	0	0	0	0	3	18
	55.6%	22.2%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	16.7%	100.0%
合計	1,772	919	1,264	229	60	124	103	299	51	37	126	28	172	3,148
	56.3%	29.2%	40.2%	7.3%	1.9%	3.9%	3.3%	9.5%	1.6%	1.2%	4.0%	0.9%	5.5%	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査(平成25年度)

表 幼稚園の定員充足率の推移

(単位：%)

	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年
公立	59.8%	56.8%	53.2%	51.8%	51.4%
私立	73.8%	72.8%	72.1%	72.9%	73.3%
全体	69.3%	67.6%	65.8%	65.8%	65.9%

* 平成20～平成24(各年)5月1日現在

* 定員充足率とは利用者数の定員数に対する比率

●待機児童について

本市では東大阪市次世代育成支援行動計画を通じて待機児童の解消に努めてきたことから、平成21年（246人）から平成23年（192人）にかけては待機児童数が減少傾向にありました。そして、その後は景況感の悪化など社会経済情勢の変化を受けて、就労を希望する保護者が増加したことなどにより、平成24年には待機児童数が再び増加に転じて214人となりました。また、待機児童の年齢別ではほとんどが0～2歳児という実態があります。

表 待機児童数の推移

(単位：人)

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年
待機児童数	156	246	220	192	214	230
未入所児童数	735	873	866	690	819	720

* 平成 20～平成 25 (各年) 4月 1 日現在

表 年齢別待機児童数の推移

(単位：人)

区分	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
平成 20 年	15	44	33	47	14	3	156
平成 21 年	20	112	61	22	27	4	246
平成 22 年	37	51	88	39	2	3	220
平成 23 年	22	84	31	40	11	4	192
平成 24 年	55	63	59	22	13	2	214
平成 25 年	61	91	45	26	4	3	230

* 平成 20～平成 25 (各年) 4月 1 日現在

待機児童の数え方は、国が定義する待機児童の解釈の違いにより、各市町村において育児休業中や主に自宅で求職活動をされている方の数を除いてカウントするなどバラつきがあります。

平成 25 年度の待機児童 230 名から、育児休業中・求職活動中（138 名）を除くと、92 名となりますが、市ではこれらの数も含めて算定しています。

また、保育に欠ける事由の中で就労時間について、多くの市町村においては、就労時間の下限を設け、その時間以外については保育に欠けていないという判断をしていますが、市では、就労時間に下限を設定せず、多くの保育ニーズに対応しているため、待機児童数が多い一因であると考えられます。

●延長保育や預かり保育について

幼稚園では預かり保育や私立幼稚園での3年保育を実施し、また保育所（園）ではほとんどの園で延長保育を実施するなどして、通常以外の保育についてニーズの多様化に対応してきました。

延長保育（夜間保育含む）実施箇所数をみると、平成20年の57箇所から年々増加し平成24年には60箇所となっています。

表 延長保育（夜間保育含む）実施箇所数及び延べ利用者数の推移

（単位：人、施設数）

	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年
延利用者数	60,687	55,190	61,327	62,288	60,110
実施箇所	57	57	58	60	60

* 平成 20～平成 24（各年）4月1日現在

延長保育	保護者の就労形態の多様化、通勤時間の増加等に伴い、11 時間を超える保育を行うもの
夜間保育	保護者が仕事などで、特に夜間（概ね午後 10 時まで）、家庭で保育することができない乳幼児を保育する事業

(3) 在宅での子育て支援について

0歳から2歳児の内、在宅で子育てをしている人が75.2%（11,502人中8,648人）となっています。

表 在宅児童数の現状

(単位：人)

	就学前児童数 (A)	保育所(園) 入所数(B)	幼稚園入園数 (C)	合計 (B+C)	在宅児童数 (A-(B+C))
0歳	3,792	530	-	530	3,262
1歳	3,848	1,026	-	1,026	2,822
2歳	3,862	1,298	-	1,298	2,564
3歳	3,983	1,479	1,466	2,945	1,038
4歳	3,987	1,507	2,267	3,774	213
5歳	4,222	1,539	2,499	4,038	184
合計	24,093	7,379	6,232	13,611	10,083

* 平成24年度

このような在宅での子育てについて、地域の中で支える取り組みとしては、子育て中の親子が集える場所（つどいの広場、幼稚園・保育所(園)の園庭開放等)の充実や地域子育て支援センターの開設、こんにちは赤ちゃん事業の実施、子育て相談の実施に努めてきました。そして、公立や私立に関わらず、幼稚園と保育所(園)において数多くの子育て支援の取り組みが行われています。

市が果たす役割としても、公立の保育所・幼稚園の直接的な運営だけではなく、地域の子育て支援へと拡大を続けてきました。子育て支援の拠点施設である子育て支援センターは平成25年度現在で5箇所設置しています。地域全体で子育てを支援する基盤作りのため、子育て支援センターや公立保育所・民間保育園が中心になり、親子が気軽に集い交流できる場や園庭開放・出前保育・子育てサークル支援や子育て・育児・発達上の不安や悩み等に対して、相談や助言を行うなど、地域の子育て家庭に対する子育て支援を行ってきました。また、子育て中の親子がより、気軽に身近な地域で集える場所としてつどいの広場を平成25年度現在で16箇所開設し、拡充を図っています。加えて、子育て支援センター及び公立保育所を地域の子育て支援の拠点として位置づけ、地域毎に、地域団体や子育て支援にかかわる機関とのネットワークづくりにも積極的に取り組み、地域で子育て親子を支える土台づくりをすすめてきています。

公立幼稚園においても預かり保育、園庭開放、オープンデー等地域、家庭との連携のもと、地域の幼稚園教育のセンター的な役割をも担ってきました。また民間幼稚園においては3年保育の受け入れやスマイルサポーターなどの育児相談などにも積極的に取り組んでいます。

地域主体の取り組みとしては、小地域ネットワーク事業など、地域福祉分野での見守り活動なども取り組まれており、各地域の校区福祉委員会を中心におこなわれている子育てサロンには、子育て支援センターからスタッフが出向き、ともに地域の子育て支援をすすめています。

しかしながら、アンケート調査の結果から就学前児童の家庭で保育所（園）・幼稚園を利用していない人の内で現在の子育ての不安をみると、不安を感じる人（「非常に不安を感じる」と「何となく不安を感じる」の合計）は45.0%で5割近くとなっています。

表 平日の定期的な保育・教育事業の利用の有無別 現在の子育ての不安

	非常に不安を感じる	何となく不安を感じる	あまり不安など感じない	全く感じない	なんともいえない（わからない）	無回答	合計
利用している	173 8.5%	805 39.6%	797 39.2%	144 7.1%	87 4.3%	29 1.4%	2,035 100.0%
利用していない	90 8.1%	409 36.9%	437 39.4%	98 8.8%	64 5.8%	11 1.0%	1,109 100.0%
無回答	0 0.0%	1 25.0%	2 50.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 25.0%	4 100.0%
合計	263 8.4%	1,215 38.6%	1,236 39.3%	242 7.7%	151 4.8%	41 1.3%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 現在の子育ての不安（前回調査との比較）

	就学前児童		小学生	
	平成20年度 (N=1,188)	平成25年度 (N=3,148)	平成20年度 (N=1,117)	平成25年度 (N=1,561)
非常に不安を感じる	9.7%	8.4%	7.3%	11.7%
何となく不安を感じる	38.4%	38.6%	38.1%	37.2%
あまり不安など感じない	37.4%	39.3%	40.6%	34.8%
全く感じない	8.8%	7.7%	7.9%	8.3%
なんともいえない（わからない）	3.3%	4.8%	4.9%	4.3%
無回答	2.5%	1.3%	1.1%	3.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

また家族類型（両親の就労状況の組み合わせ）別で地域に支えられていると感じない人をみると、就学前児童の家庭では「無業×無業」が63.6%で最も多く、次いで「ひとり親」（58.6%）、「フルタイム×フルタイム」（57.1%）、「専業主婦（夫）」（54.3%）となっており、小学生の家庭では「ひとり親」が55.4%で最も多く、次いで無回答を除いて「専業主婦（夫）」（47.7%）などとなっています。このように「専業主婦（夫）」においても地域に支えられていないと不安を感じる人が多い状況が見受けられます。

表 家族類型別 子育てが地域に支えられているか（就学前児童）

	感じる	感じない	無回答	合計
ひとり親	86	140	13	239
	36.0%	58.6%	5.4%	100.0%
フルタイム×フルタイム	248	340	7	595
	41.7%	57.1%	1.2%	100.0%
フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	173	209	10	392
	44.1%	53.3%	2.6%	100.0%
フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	90	97	2	189
	47.6%	51.3%	1.1%	100.0%
専業主婦(夫)	656	839	51	1,546
	42.4%	54.3%	3.3%	100.0%
パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	9	9	1	19
	47.4%	47.4%	5.3%	100.0%
パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	1	0	0	1
	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
無業×無業	8	14	0	22
	36.4%	63.6%	0.0%	100.0%
無回答	64	71	10	145
	44.1%	49.0%	6.9%	100.0%
合計	1,335	1,719	94	3,148
	42.4%	54.6%	3.0%	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 家族類型別 子育てが地域に支えられているか（小学生）

	感じる	感じない	無回答	合計
ひとり親	80	103	3	186
	43.0%	55.4%	1.6%	100.0%
フルタイム×フルタイム	115	94	3	212
	54.2%	44.3%	1.4%	100.0%
フルタイム×パートタイム(月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	269	246	21	536
	50.2%	45.9%	3.9%	100.0%
フルタイム×パートタイム(下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	46	23	3	72
	63.9%	31.9%	4.2%	100.0%
専業主婦(夫)	237	227	12	476
	49.8%	47.7%	2.5%	100.0%
パート×パート(双方月120時間以上+下限時間～120時間の一部)	4	3	1	8
	50.0%	37.5%	12.5%	100.0%
パート×パート(いずれかが下限時間未満+下限時間～120時間の一部)	0	0	0	0
	---	---	---	---
無業×無業	5	4	1	10
	50.0%	40.0%	10.0%	100.0%
無回答	26	30	5	61
	42.6%	49.2%	8.2%	100.0%
合計	782	730	49	1,561
	50.1%	46.8%	3.1%	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

また、地域子育て支援拠点事業等の利用状況では0歳児から2歳児の内、利用していない人が6割前後もいるといった状況があります。利用者が少ない要因としては必要なタイミングで適切な情報が提供されていないことや近隣に拠点となるような施設が少ないことが課題と考えられます。

表 年齢別地域子育て支援拠点事業等の利用状況（複数回答）

	地域子育て支援拠点事業 （親子が集まって 過ごしたり、相談 をする場）	その他当該自治体 で実施している類 似の事業 （園庭開放、親子 教室等）	利用して いない	有効回答 数
0歳児（平成25 年度生まれ）	1 10.0%	1 10.0%	7 70.0%	10 100.0%
0歳児（平成24 年度生まれ）	181 34.0%	78 14.7%	311 58.5%	532 100.0%
1歳児	155 31.1%	106 21.2%	310 62.1%	499 100.0%
2歳児	115 21.9%	92 17.5%	343 65.3%	525 100.0%
3歳児	54 10.1%	37 6.9%	446 83.7%	533 100.0%
4歳児	16 3.1%	14 2.7%	447 87.6%	510 100.0%
5歳児	16 3.1%	18 3.5%	450 86.4%	521 100.0%
無回答	3 16.7%	0 0.0%	14 77.8%	18 100.0%
合計	541 17.2%	346 11.0%	2,328 74.0%	3,148 100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

このような在宅で子育てをしている家庭の子育て不安の解消に向けて、地域子育て支援センター等を利用したいと思ってもらえるような情報提供の工夫や、親子で交流できる居場所づくりの充実、相談支援の強化、家庭訪問など積極的な働きかけなどが必要となっています。また公的な支援だけではなく地域主体の取り組みの充実もさらに重要となっています。

(4) 一時預かりについて

保育所（園）の一時預かりサービスの利用状況をみると、利用者数は平成21年度から平成22年度にかけて一旦増加していましたが、平成22年度の22,430人から減少に転じて平成24年度には18,532人となっています。

アンケート調査の結果から私用等によって不定期に利用できる事業の状況をみると、就学前児童の家庭の内、一時預かり事業を利用したい人は41.7%で実際に利用している人（4.1%）を37.6ポイント上回っています。このようにニーズの希望はあるものの実際の利用者数はニーズより少ない状況が認められます。

一時預かりの利用しにくさとしては、質の担保や体制確保を図るために、当事者の事前の申し込みが必要となっており、緊急時には利用が困難であるという課題が考えられます。また料金が発生することにより利用を控えたり、切迫した理由以外ではなるべく親族・友人に預けたりする状況が見受けられます。

表 保育所（園）の一時預かりサービスの利用状況

（単位：件、箇所）

	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
利用者合計	23,509	21,083	22,430	20,042	18,532
実施箇所数	33	34	35	37	35

* 平成20～平成24（各年度）

表 私用等で不定期に利用している事業
（複数回答）（就学前児童）

	回答数	構成比
一時預かり（保育所などで一時的に子どもを預かる事業）	130	4.1%
幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち不定期に利用する場合のみ）	343	10.9%
ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）	12	0.4%
ベビーシッター	6	0.2%
その他	33	1.0%
利用していない	2,570	81.6%
有効回答数	3,148	100.0%

表 私用等による不定期の一時預かり事業の利用意向（就学前児童）

	回答数	構成比
利用したい	1,314	41.7%
利用する必要はない	1,524	48.4%
無回答	310	9.8%
合計	3,148	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

一時預かり	在宅で保育を行っている就学前児童で、保護者の傷病・入院・看護等の事由により、緊急・一時的に児童を保育所（園）で受け入れる事業
-------	--

【障害児および要保護・要支援児童】本計画の中で児童虐待防止の具体を描くという意見をもとに、ここでは現状をより掘り下げて描いています。また、母子保健事業での取り組みをもっと描くようにとの意見をもとに追記をしています。

(5) 要保護・発達に支援が必要な児童について

① 児童虐待防止について

市が対応した児童虐待相談件数は、平成21年度の638件から年々増加し平成25年度には975件となっています。また、アンケート調査の結果から自分の子どもを虐待しているのではないかという自覚をみると、虐待しているのではないかと思う人（「思う」と「ときどき思う」の合計）は、就学前児童のいる家庭では20.0%、小学生のいる家庭では17.5%でそれぞれ前回調査（平成20年度）（16.7%、14.0%）を上回っています。このように虐待に関する相談件数の増加や虐待を認知する人が増加している傾向にあります。

虐待の発生の予防では、健康診査や保健指導等の母子保健活動や地域の医療機関、医療関係者、民生委員・児童委員との連携などにより、妊娠、出産、育児期に養育支援を必要とする家庭を早期に把握することが重要です。本市では、乳幼児健康診査等で把握できなかった児童に対し、「こんにちは赤ちゃん事業」「児童虐待発生予防システム構築事業」などアウトリーチ型事業を充実させることによって、早期に状況を把握し、養育支援訪問事業や子育て支援センター等の利用につなげるよう支援しています。また育児上の困難を抱える家庭を対象に養育支援訪問事業等を展開しています。

また、虐待を防止、発見、対応していくためには、保健、福祉、医療、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもを守る支援体制が必要であり、本市では東大阪市要保護児童対策地域協議会を設置し、各機関が役割分担のもとで、定期的な連絡会議等において、家庭、児童に関する情報を共有しています。それとともに、福祉、保健、教育の各機関において虐待の早期発見・早期支援に努めています。

このように本市では各機関の連携によって、早期発見体制の充実と適切な支援につなげるためのネットワークづくりに努めてきましたが、虐待相談件数の増加に見られるように虐待への不安を抱える家庭が増加傾向にある中で、子育てに困難を抱える家庭の早期発見・早期支援と必要な支援へとつなげるための体制の拡充等が課題となっています。

本市が対応した児童虐待の相談実件数の推移

(単位：件)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
相談実件数	638	751	811	894	975

* 平成21～平成25（各年度）

* 対象児童：0歳～18歳

【障害児および要保護・要支援児童】実情を示すうえで相談件数等の具体を示す指示があったので表を挿入しています。

【障害児および要保護・要支援児童】障害の早期発見等について明記すべきとの意見をいただいたことから、関連計画を基に全面的に書き換えています。

② 障害児支援について

本市では乳幼児の健診体制が早くから整備されており、また受診率も高いことから、乳幼児健診などを契機とする場合や、各種機関への相談による場合、保育所（園）・学校等の日常生活の場での気づきから障害がわかる場合などがあります。本市ではこのような気づき、あるいは「気になる」時点での早期対応を行い、障害の早期発見に努めてきました。

そして、支援を必要とする子どもたちへの早期療育に向けては、成長段階に応じて途切れなく支援を行っていくために、関係機関の連携のもとで、1歳6か月児健診後のすこやか教室、こぼと園などの市立施設及び民間のサービス提供事業者による福祉型児童発達支援・医療型児童発達支援、放課後等デイサービス事業などを展開・支援しています。早期療育の中心的な基盤としては療育センターがあり、通園する園児とその家族を支えるだけでなく、地域で教育や保育に携わる人たちを支援するシステムをつくっています。また、保育所（園）では保育所体験特別事業、発達に支援が必要な児童の入所などを実施しています。保育所での障害児保育の利用児童は、平成21年4月の370人から平成25年4月には442人まで増加しています。子育て支援センターでは育児支援事業なども展開しています。

平成20年度には東大阪市こどもの発達支援ネットワーク協議会を設置し、福祉・保健・教育の各機関が有する情報の共有、機関連携の強化に努めてきました。

表 療育センターの利用状況

(単位：件)

年度	通園教育		外来診療		たんぽぽ・児童 デイサービス
	第1はばたき	第2はばたき	診療件数	うち歯科	
平成20年度	814	493	12,360	1,322	131
平成21年度	875	463	12,808	1,299	122
平成22年度	924	444	13,517	1,363	120
平成23年度	719	417	11,869	1,357	113
平成24年度	720	313	11,048	1,251	91

* 平成20～平成24（各年度）

表 障害児保育の利用者数の推移

(単位：人)

	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
市立	110	129	127	125	127
私立	260	285	306	325	315
合計	370	414	433	450	442

* 平成21～平成25（各年）4月1日現在

障害児の地域での生活支援では、きめ細かな相談体制や先に述べたような福祉サービスが必要であり、引き続き保健・福祉・医療・教育の各機関の連続的、密接な連携が必要となっています。加えて、早期発見・療育・生活支援の分野での一貫した支援体制を充実してきた流れの中で、現状ではサービスの総量不足や拠点となる療育センターの老朽化・狭隘化などが課題になっており、障害児の発達段階に応じた適切な支援を行うためのさらなる体制づくりと施設整備をより一層推進する必要があります。

(6) 幼・保・小・中の連携や公私の連携について

本市では保育・教育の研究促進と連携に関して、地域の子育て支援のネットワークを構築するために子育て支援地域連携会議を開催したり、幼児教育のあり方研究事業や幼稚園教育研究会の中で合同研修会・相互の保育・授業参観や共通カリキュラム等の検討を実施したり、学びのトライアル事業での取り組みなどを通して園児・児童・生徒及び教職員間の交流や継続性のある学校園教育活動の実施による中学校区の幼小中の連携を図ったりすることによって、保育所や幼稚園の保育・教育の内容を充実してきました。

子育て支援センター・公立保育所における子育て支援地域連携会議等での取り組みによって地域内の私立保育園・幼稚園や認可外保育施設等とも情報を交換して相互の連絡調整を図り、また地域の子どもや親の状況の共有化を進めてきました。さらに幼稚園においては中学校区の幼小中の連携を強めるため公立幼稚園が中心となって園児・児童・生徒及び教職員間の交流を進め、中学校区内一体で、子どもの成長を見守り、継続性のある学校園教育活動を進めています。

民間の取り組みに注目すると、待機児童対策として民間保育園の増設や私立幼稚園での3年保育の実施、また公と同様に要支援児童への対策や在宅支援、障害児支援などが各施設での不断の努力によって展開されてきました。また民間幼稚園では各園の取り組みによって地域連携を模索しています。

このように、各機関が手を携えながら学校園の個別の努力や福祉や教育、保健といった縦割りの構造に頼りながら就学前児童の保育・教育の連携を推進してきました。そして現状では地域全体での保育・教育の交流と連携が徐々に加速化している段階にはあるものの、公立施設でのこれまでの取り組みや地域の小・中学校との交流など、個別に蓄積してきた連携方策をいかに東大阪市全体として活用していくのが課題となっています。

今後はさらに公立や私立という枠に捉われることなく、これまで培ったノウハウを生かし、保育・教育の研究の促進と機関連携に努める必要があります。その際には何らかの旗振り役が必要になると考えられることから、公がコーディネートをすることで、公立施設と民間施設で連携を図り、市民が必要とするサービスを効率的に提供できるように努めます。

(7) 留守家庭児童育成クラブについて

本市の留守家庭児童育成クラブは、小学校低学年（1年生から3年生）を対象とし、保護者が就労等により昼間家庭にいない留守家庭児童をあずかり、児童の安全確保と遊びを主とした生活指導を行い、留守家庭児童の健全な育成を図ることを目的としています。小学校敷地内に留守家庭児童育成クラブを設置して、児童の健全育成の充実を図ってきました。

留守家庭児童育成クラブのニーズに関しては、現在利用している人で高学年まで利用したい人は58.0%あり、また低学年で現在利用していない人の内、利用希望のある人は25.0%、現在、高学年で希望している人は全体の13.4%となっています。アンケート結果に見られるよう、高学年の利用ニーズも高く、また、一部待機児童も出ているなか、年次的な施設整備が課題となっています。

留守家庭児童育成クラブのこれまでの取り組みを記載し、課題を整理しました

表 留守家庭児童育成クラブを利用している人の学年の希望（小学校低学年）

	回答数	構成比
低学年（1～3年生）の間は利用したい	76	39.4%
高学年まで利用したい	112	58.0%
無回答	5	2.6%
合計	193	100.0%

表 現在、利用していない人の留守家庭児童育成クラブの利用希望（小学校低学年）

	回答数	構成比
低学年（1～3年生）の間は利用したい	44	6.8%
学年に関係なく、小学生の間は利用したい	118	18.2%
今後も利用しない	470	72.6%
無回答	15	2.3%
合計	647	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 放課後の過ごし方の希望（複数回答）
（小学校高学年）

	回答数	構成比
自宅で家族と過ごす	479	67.7%
自宅で留守番をする	176	24.9%
祖父母宅や友人・知人宅	164	23.2%
習い事（ピアノ教室、スイミング、学習塾など）	508	71.8%
留守家庭児童育成クラブ（放課後児童クラブ）	95	13.4%
ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）	17	2.4%
その他	43	6.1%
有効回答数	708	100.0%

表 子育てに必要な子育て支援・対策
（複数回答）（小学生）

	回答数	構成比
留守家庭児童育成クラブ（放課後児童クラブ）の充実	654	41.9%
子育て支援のネットワークづくり	326	20.9%
地域における子どもの活動拠点の充実（児童館など）	686	43.9%
子どもの教育環境	778	49.8%
子育てしやすい住居・まちの環境面での充実	874	56.0%
仕事と家庭生活の両立ができる労働環境の整備	868	55.6%
子どもを対象にした犯罪・事故の軽減	937	60.0%
虐待等を受けた社会的養護を要する子どもに対する支援	344	22.0%
その他	78	5.0%
有効回答数	1,561	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

【情報提供に関して】情報提供に関する意見をうけて、子育て支援に関する情報提供の現状や課題についてまとめ1つの章建てとしました

（８）子育て支援の情報提供について

子育て支援に関する多くの事業やサービスについて、子育て家庭などが幅広く、また必要な時に知ることができるような情報提供が必要です。また子育て支援の情報提供について行政が発信している情報と子育て家庭が欲している情報やサービスを結びつけるコーディネーターの役割が求められています。

現状では市政だよりや市ウェブサイト、子育てメールマガジン等による情報提供を中心に行っています。また子育て情報のパンフレットや子育てマップなどを作成し、保育所（園）や子育て支援センター、保健センター、行政サービスセンター、福祉事務所などに配布し、子育て家庭が入手しやすいように設置しています。保健センターで実施しているこにちは赤ちゃん事業では、各家庭の訪問時に子育てガイドブックを配布するなどの取り組みを行い、さまざまな情報提供に努めています。

しかしながら、アンケート調査の結果から、子育て支援サービスの情報の入手しやすさをみると、就学前児童のいる家庭では「入手しにくい」が34.2%で「入手しやすい」（12.7%）を21.5ポイント上回っており、子育て家庭等へ必要な時に必要な情報が必ずしも届いていないなど情報提供のあり方が課題となっています。様々な子育て支援情報を発信しているにもかかわらず、子育て家庭が本当に欲しい情報に結びついていない場合やニーズに対応しきれていないという現状があります。また在宅子育て家庭の座談会からは、「紙媒体のものは読みにくい・目に付きにくい」「身近な場所での情報提供が必要」などの意見が出ており、情報を把握する手段や必要な内容に到達するきっかけづくりについて身近な方法を検討する必要があります。

従前の情報提供では、不備のないように幅広く多くの情報を網羅してきましたが、各機関でのパンフレット類の配布など、どこに情報を必要としている人がいるかは必ずしも明確でないまま、また情報が必要なときに子育て家庭が情報に辿り着きやすい仕組みが明確でないままに情報を提供してきたことが課題と考えられます。子育て家庭の必要とする情報量としては十分に揃いつつある中で、数ある情報をいかに市民のニーズにマッチングさせるか、が今後の課題であると考えています。

表 子育て支援サービスの情報の入手しやすさ（就学前児童）

	回答数	構成比
入手しやすい	401	12.7%
入手しにくい	1,078	34.2%
どちらともいえない	1,629	51.7%
無回答	40	1.3%
合計	3,148	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

表 子育て情報・相談に関するご意見（抜粋）

- ・紙媒体のものは読みにくい・目に付きにくい
- ・身近な場所での情報提供が必要
- ・何を調べたらいいのかわからない
- ・親が楽しめるような情報が少ない
- ・地域の回覧板等に子どもに関する情報が少ない
- ・ママの気持ちを吐き出せるような場や情報
- ・民間施設も含めたバリアフリーマップの充実
- ・スマートフォンやインターネットの活用
- ・先輩ママからの情報を得たい
- ・身近な場でポスター等での情報提供
- ・相談先がわからない

資料：平成25年度東大阪市在宅子育て家庭の座談会より

【親の子育て力の支援】母子・父子家庭への支援、妊婦への支援等について子ども自身だけでなく親をターゲットにした妊娠期からの支援策に視点をあて1つの章建てにしました

(9) 親の子育て力の支援について

アンケート調査の結果から現在の子育ての不安をみると、就学前児童の家庭では不安を感じる人が5割弱程度となっています。また妊婦では出産や育児についての不安感・負担感を感じる人（「非常に不安や負担を感じる」と「何となく不安や負担を感じる」の合計）は52.1%となっています。

表 出産や育児についての不安感・負担感（妊婦）

	回答数	構成比
非常に不安や負担を感じる	54	12.0%
何となく不安や負担を感じる	180	40.1%
あまり不安や負担は感じない	165	36.7%
まったく感じない	18	4.0%
なんともいえない	24	5.3%
無回答	8	1.8%
合計	449	100.0%

資料：東大阪市子ども・子育て支援事業計画に関するアンケート調査

少子化や地域での子育て力の低下の中で、子育て家庭が抱える、子育てに関する悩みは幅広くなり、また、子育てに不安を持ち、自信を持ってないまま子どもと接している親も多い状況にあります。また、増加傾向にあるひとり親家庭では就労や子育ての負担から地域の中で孤立してしまう場合も見受けられます。

このような親が抱える子育ての困難さについて、親の子育て力を支えるために、身近なところで、気軽に相談できる窓口や支援体制の強化が求められています。

現状では、妊娠期から出産期、乳幼児期、児童と年齢期ごと、あるいは子どもの成長段階に応じて、乳幼児健診の機会や、福祉事務所・保健センター・幼稚園・保育所（園）・子育て支援センター・教育センター等での相談、育児教室・2か月親子講習会、休日・夜間子育て支援相談事業、家庭支援推進保育所事業、家庭訪問指導事業、地域の中での相談（民生委員・児童委員、主任児童委員、母子福祉推進委員、コミュニティソーシャルワーカー等）などがあります。また、20歳未満の若年妊娠・出産や育児の不安軽減のための「ティーンズ・ママの会」「ティーンズ・クラブ」といった10代の母親とその子どもを支援する教室を開催し、仲間づくりや育児のサポートを行っています。また、双子の出生も増えており、子育て支援や交流することを目的とした教室も実施しています。

しかしながら、いずれの事業においても利用者の増加や相談ケースの複雑化などが認められ、相談できる場や機会づくりの強化とともに専門スタッフの派遣などの支援の充実が求められます。

3. 本計画の施策展開の基本的な考え方

(1) すべての子どものために

① すべての子どもに良質な成育環境を保障するために

子ども・子育て新支援制度の実施主体である東大阪市として、すべての子どもに良質な成育環境を保障するため、それぞれの家庭や子どもの状況に応じ、子ども・子育て支援給付を保障するとともに、地域子ども・子育て支援事業を実施し、妊娠・出産期からの切れ目ない支援を行います。

② すべての子どもがすこやかに成長するために

子ども・子育て新支援制度は、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を通じて、すべての子どもがすこやかに成長するように支援するものです。

子どもの育ちに関する理念

【乳幼児期】

発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育や子育て支援の安定的な提供を通じその間の子どもの健やかな発達を保障することが必要となります。

◆乳児期

身近にいる大人との愛着形成により情緒的な安定が図られ、また身体面の著しい発育・発達が見られる重要な時期です。

◆幼児期

基本的な身体機能や運動機能が発達し、様々な動きを十分楽しみながら人やものとの関わりを広げ行動範囲を広げていきます。こうした活動が主体的に生きていく基盤となります。また、特定の大人への安心感を基盤として徐々に人間関係を広げ、そのかわりを通じて社会性を身につけていきます。

【小学校就学時の就学期】

学校教育と共に、遊戯やレクリエーションを含む、学習や様々な体験・交流活動のための十分な機会を提供し、地域における子どもの健全な育成に努める必要があります。

小学校就学時の就学期における記載を乳児期・幼児期との記載レベルに揃えました

(2) 公の果たす役割を実行していくための公立施設の将来像について

前述した主な課題などを受けて、公の果たす役割として4つの柱を基本とします。この4つの柱をもとに公立施設の将来像を検討していきます。

①地域における子ども・子育て支援強化

地域における子ども・子育て支援の強化を図るために、子育て支援のバックアップ（公的支援）を積極的に実施していくことが必要となります。公立施設が地域における子育て支援の中核的な役割を果たすことで、より充実した支援を展開していきます。併せて、公の社会資源の有効な活用を図っていきます。

②民間施設との連携の工夫

公立施設のこれまでの取り組みを活かし、民間保育園・民間幼稚園と地域の小・中学校、高等学校との交流をより一層図る必要があります。

また、公がコーディネートをすることで、公立施設と民間施設で連携を図り、市民が必要とするサービスを効果的に提供できることが期待されています。

③公の持つ強みに応じた役割再編

公立施設と民間施設とが共通して抱える課題に対して、公の持つ強みを活かして、役割を整理することが重要となっています。

④要保護児童・要支援児童に対する手厚いサポート

民間施設や関係機関との連携を図りながら、要保護・要支援児童に対するセーフティネットとしての役割を発揮し、加えて、養育上の問題を抱える家庭への支援も充実させていきます。

【戦略的な理念設定の必要性】今後の取り組みについて方向性を一旦まとめました。特に、計画で目玉となる「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「待機児童の解消」「在宅での子育て支援」を柱として記載しました。

(3) 戦略的に取り組むために

地域での様々な子育て支援を充実してきた流れの中で、より身近で、より具体的な課題に対応するために、戦略的に取り組む施策として「幼児期における質の高い学校教育・保育の提供」「待機児童の解消」「在宅での子育て支援」を設定し、施策を促進していくこととします。

① 幼児期における質の高い学校教育・保育の提供

幼児期のうち、おおむね満3歳以上の時期は、その後の生活や学びの基礎となる重要な時期であるといえます。この幼児期の学校教育・保育の場に関して入園（所）のニーズとしては幼稚園、保育所（園）にそれぞれの希望がある状況にも関わらず、保育所（園）では待機児童が出るほど受け入れ先の拡大が課題であり、一方で幼稚園の定員充足率は100%に満たない場合があります。さらには各々の施設が老朽化や耐震化の必要性などの課題を抱えている場合もあります。

このように幼児期の教育・保育の場に関する課題に対して、質の高い、安定的な供給体制を確保していく必要があります。

子ども・子育て関連3法による新制度では、質の高い幼児期の学校教育・保育を促進するために、幼稚園と保育所の良さをあわせ持つ「認定こども園制度」の改善が目指され、施設型給付による財政支援の強化や、幼保連携型認定こども園の設置手続きの簡素化などが図られています。

本市としても、このような仕組みを生かしながら、幼児期のすべての子どもたちに質の高い学校教育・保育の場を提供するための新たな対策を構築する必要があります。

② 待機児童の解消

本市ではこれまでに施設整備計画を策定するなどして待機児童の解消に努めてきましたが、保育要件として保護者の就労時間に下限を設定せずによくの方の保育ニーズを受容してきたこと、また景況感の悪化など社会経済情勢の変化によるニーズの高まりなどによって、待機児童数の増加が再び大きな課題となっています。

子ども・子育て関連3法による新制度では、待機児童解消に向けた対策の1つとして、認定こども園、幼稚園、保育所（園）を通じた共通の給付（施設型給付）及び小規模保育等への給付（地域型保育給付）が創設されており、本市としても、このような仕組みを生かして保育機能の確保を図りながら、新たな対策を推進する必要があります。また待機児童のほとんどが0～2歳児という実態から産休後・育休後の保育利用のための方策について網羅的に検討する必要があります。

③ 在宅での子育て支援の拡充

子どものいる世帯の減少や地域のつながりの希薄化、さらには少子化による児童数の減少によって、子育てをめぐる環境は大きく変化し、子育て家庭の孤立化・負担感が高まっている状況にあります。これまで在宅での子育てに関して地域における支援を充実してきましたが、それでもなお在宅での子育て不安等に課題が見受けられます。また公的なサービスや地域住民と

のつながりを持つととされない場合には、その手立てには十分な配慮が必要となってきました。今後は、いかに地域の子育て家庭の交流を促していくのか、また、子どもを一時的に預かる場所の確保や必要な支援へとどのようにつなげていくのかといった、情報提供・拠点・預かりの機能拡充が課題となっています。

このような状況を受けて、必要な子育て支援の情報をいつでも手に入れられるように身近な場所での情報提供・相談機能の充実を図ります。また地域で子育てを安心して行えるように、いつでも・誰でも・自由に・気軽に集まり、交流できる居場所づくりの強化や緊急・一時的な預かりの充実などに取り組みます。このように本市の実情に応じた子ども・子育て支援を充実していきます。

No	日付	項目	意見	骨子案への対応
1	5月21日	教育・学びに関する基本理念	<ul style="list-style-type: none"> ・今回の計画では「教育・保育」について考えていくので、基本理念には「教育」や「学び」というキーワードを入れながら、育ちにつなげていくような理念が必要ではないか ・就学前の教育、就学後の放課後の学びについて考え方を掲載しなくてよいのか。 ・この計画には子育て支援はずいぶん盛り込まれているが、教育的の面が弱い ・従前の保育と教育に分かれていたところから、教育・保育を一体的にという幼保連携や子ども・子育て支援事業の仕組みができるのだから、改めて教育委員会も含めて就学前の「教育」「学び」といった視点を基本理念の中でもう少し描いて欲しい 	<p>ご意見をもとに第2章2および第2章3(1)に教育に関する文章を追加しました (8ページ、9ページ)</p>
2	5月21日	障害児および要保護・要支援児童	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者計画と共通なところもこの計画に掲載する必要がある ・理念のところだけではなく、「現状と課題」に関するところにも具体的に示すべき ・障害の早期発見や予防について母子保健事業の中でかなり取り組んでいるので、その辺りをもっと盛り込んでいかか ・要保護・要支援についてはもう少し具体的に相談の件数、支援体制、今回の仕組みの中で子育て支援事業の中でどのように変わるかを記載してほしい ・虐待の相談件数も文章中にはあるが、対応施策などを今回の計画によく見えるような形で掲載したほうがよい 	<p>ご意見をもとに第3章2(5)の要保護・要支援児童についてを修正しました (32ページ、33ページ)</p>
3	5月21日	情報提供に関して	<ul style="list-style-type: none"> ・市は様々な事業に取り組んでいるが、それが実際の保護者に届いていないというか、情報提供の部分をどうするかということがある ・どのように市民に届いていくのか、在宅支援や情報提供の仕組みづくりの現状が書かれているとよい 	<p>ご意見をもとに第3章2(8)子育て支援の情報提供についての項目を追加しました (36ページ)</p>
4	5月21日	戦略的な理念設定の必要性	<ul style="list-style-type: none"> ・基本的な視点に「子どもの権利条約」でも示されている「保護者が子育てについての第一義的責任を有する」という文章がある。保護者が子育ての責任を有するということはとても大事なことから、行政としては何がどのようにできるのかといった事を描く必要があるのではないかと ・今回の新制度の大きなポイントとして都市部での待機児童の解消があり、それだけではなく、3歳以上の子ども達に障害の有無や家庭の事情に関わらず、教育・保育を保障しようということがある。発達を保障できる環境を整備しようというもので、市では特に0～2歳の待機児童解消と在宅での子育てに寄り添う支援をどうするかということが車の両輪のようにある ・今回(新制度及び計画)の取り組みは待機児童対策の施設整備だけではなく、市でも0～2歳の8割が在宅なので、その在宅での子育て支援をどうするかに目を向けないと少子化に歯止めがきかない、子どもを生み育てることに夢をもつということにつながらないと考える ・このようなことを踏まえて、理念の中で、幼児期の教育の視点と在宅での子育て支援について包括していくこのようなことを見える形で掲載する 	<p>ご意見をもとに第3章3(3)戦略的に取り組むためにを追加しました また、第3章1東大阪市次世代育成支援行動計画の施策展開との関係性を明確にしました (15ページ、40ページ)</p>
5	5月27日	留守家庭児童育成クラブ	<p>庁内修正</p>	<p>第3章2(7)留守家庭児童育成クラブについての文章を修正しました (35ページ)</p>
6	6月5日	障害児および要保護・要支援児童	<p>庁内修正</p>	<p>第3章2(5)の要保護・要支援児童の単語を変更しました (32ページ)</p>
7	6月5日	親の子育て力の支援	<p>庁内修正</p>	<p>第3章2(9)親の子育て力の支援についての項目を追加しました (37ページ)</p>

地域子育て支援事業供給量の 確保策について

平成26年6月12日

東大阪市

子ども・子育て新制度推進委員会事務局

地域子育て支援事業

・ 子ども・子育て支援法に基づき、市町村計画で下記事業を実施

- ①延長保育事業
- ②子育て短期支援事業
- ③地域子育て支援拠点事業
- ④-1 一時預かり(幼稚園における在園児を対象とした一時預かり)
- ④-2 それ以外の一時的預かり
- ⑤病児・病後児保育事業
- ⑥ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦乳児家庭全戸訪問事業
- ⑧養育支援訪問事業
- ⑨妊婦健診
- ⑩利用者支援(新規)
- ⑪放課後児童クラブ (※詳細は青少年スポーツ室にて検討)
- ⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業(新規)
- ⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業(新規)

☆1 ⑪～⑬については今回では掲載せず

☆2 ⑫、⑬の事業については、幼稚園、保育所等の運営状況を踏まえて詳細を検討する。

(1) 延長保育事業

① 事業概要

《事業内容》

(現行) 11時間の開所時間を超えて保育を実施

→ (新制度) 現行の基準を基本とし、実施施設の規模の違いや保育必要量等を加味して
制度の在り方を引き続き国において検討が進められている

《実施場所》 各保育所

② 市域全体での5年間の見込み量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	1,887	1,840	1,812	1,785	1,756
供給量	1,872	1,872	1,872	1,872	1,872
見込み量 (人数)	15	-32	-60	-87	-116

③ 施策展開の方向性

向こう5年間の見込み量より現状の提供水準を維持する

(2) 子育て短期支援事業

① 事業概要

《対象》

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合

《事業内容》

児童養護施設などにおいて児童を預かるもの

《実施場所》 児童養護施設(6施設)

② 市域全体での5年間の見込み量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	1,664	1,604	1,579	1,555	1,531
供給量	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
見込み量(人日)	444	404	379	355	331
(箇所数換算)	1.5か所	1.5か所	1.2か所	1.1か所	1.1か所

③ 施策展開の方向性

受入枠の確保等により拡充を図る

(3) 地域子育て支援拠点事業

① 事業概要

【子育て支援センター(旭町・鴻池・荒本・長瀬・楠根)】

《対象》

就学前児童と保護者

《事業内容》

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流・育児相談等の基本事業を実施

《実施場所》5施設で実施

【つどいの広場】

《対象》就学前児童と保護者

《事業内容》主に乳幼児とその親が、いつでも気軽に参加できる交流の場を設置

《実施場所》16か所で実施

② 市域全体での5年間の見込み量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	77,233	75,268	74,412	73,548	72,660
供給量	84,767	84,767	84,767	84,767	84,767
見込み量(人回) (リージョンごと)	-7,534 (8,025)	-7,465 (7,329)	-6,964 (7,013)	-6,641 (6,704)	-6,342 (6,383)

※見込み量については、市域全体から子育て支援センターが設置されていない地域の需要量を合計した数値となっています

③ 施策展開の方向性

子育て支援センターが現在ない地域(A・F地域など)については既存の社会資源の有効活用を図る事などによる支援センター機能の拡充について検討を進める。

(4) - 1 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

①事業概要

《事業内容》

(現行)教育課程に係る教育時間の前後や休業日などに、地域の実態や保護者の要請に応じて、当該幼稚園の園児のうち希望者を対象に教育活動を実施

→(新制度)幼稚園・認定こども園において教育標準時間を主な対象とした「一時預かり事業」の「幼稚園型」として新たに位置づけられる

《実施場所》各幼稚園

②市域全体での5年間の見込み量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	52,508	51,255	50,308	49,361	48,404
供給量	52,508	51,255	50,308	49,361	48,404
見込み量(人日)	0	0	0	0	0

③施策展開の方向性

現状の実施体制において需要量を充足していると考えられるため現状の供給量の水準を維持する

(4)－2 それ以外の一時預かり

①事業概要

≪事業内容≫

(現行)保護者の疾病・入院、災害・事故、育児などに伴う心理的・肉体的負担の解消などにより、一時的に保育が必要となった乳児又は幼児主に昼間に、保育所その他の場所で一時的に預かる。
保育所型・地域密着型・地域密着Ⅱ型の3類型

→(新制度)従来の3類型をまとめて「一時預かり事業」の「一般型」として新たに位置づけられる

≪実施場所≫各保育所(園)(36施設)

②市域全体での5年間の見込み量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	136,162	132,796	130,938	129,018	127,242
供給量	18,718	18,718	18,718	18,718	18,718
見込み量(人日)	117,444	114,078	112,220	110,390	108,524
(人数換算)	816	792	779	767	754

※人数換算については週3日程度の利用を想定

③現状の課題

- ・利用時の手続きが煩雑である(事前登録が必要・一度施設に来所しなければいけない)
- ・利用したいときにすぐに利用できない
- ・利用する際の情報が入手しづらい
- ・どの程度の状況で利用できるかが分かりにくい
- ・受入枠がない
- ・利用料が高い

(4)－2 それ以外の一時預かり

④施策展開の方向性

・利用時の手続きが煩雑である(事前登録が必要・一度施設に来所しなければいけない)

【対応方針案】

初回利用時の事前登録は子どもの状態把握等のために必要と考える。

2回目以降は来所だけでなく電話・メール・ファックス等での利用申込も可能とする。

・利用したいときにすぐに利用できない

【対応方針案】

保育士の配置体制もあることから、利用日の一定期間前に申込をして頂く必要はあると考える

・利用する際の情報が入手しづらい

【対方針案】

実際の利用手続きの際の事前登録の説明、利用申込書の様式、当日の持参物等について、ウェブサイトや市政だより等でより詳細な情報の提供を行う

・利用料が高い

【対応方針案】

利用しやすい料金設定について検討を行う

・受入枠の確保

【対応方針案】

既存施設での受け入れ枠の拡充や公共施設等の空きスペース等での実施について検討を行う

(5) 病児・病後児保育

① 事業概要

《対象》

児童が発熱等の急な病気となった場合

《事業》

保育所・認定こども園・病院・診療所等において一時的に保育を行う

② 市域全体での5年間の見込み量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	25,232	24,614	24,239	23,868	23,490
供給量	4,320	4,320	4,320	4,320	4,320
見込み量(人日)	14,629	14,165	13,883	13,604	13,320
(人数換算)	60	59	57	57	56

③ 施策展開の方向性

・幅広い実施施設の確保に努める

(6) ファミリー・サポート・センター事業

① 事業概要

《事業》

主に児童の預かりや送迎・育児のリフレッシュなどにつき、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）からファミリー・サポート・センターへ援助の依頼があり、依頼内容を引き受ける方（援助会員）へつなぐ相互援助ネットワークとして組織されている。

② 市域全体での5年間の見込み量

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
需要量	12,847	12,453	12,065	11,676	11,286
供給量	1,195	1,195	1,195	1,195	1,195
見込み量(人日)	11,652	11,258	10,807	10,481	10,091

③ 施策展開の方向性

・援助会員の確保を図るため、募集方法や研修体制等について充実を図る

(7) 乳幼児家庭全戸訪問事業

① 事業概要

【こんにちは赤ちゃん事業】

《対象》生後4か月までの乳児のいるすべての家庭

《事業内容》

各家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う

② 市域全体での5年間の見込み量 ※ニーズ推計によらずに算出

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
見込み量(人)	3,200	3,100	3,000	3,000	3,000

③ 施策展開の方向性

・現状の支援体制を維持しより一層情報提供や養育環境等の把握に努める

(8) 養育支援訪問事業

① 事業概要

《対象》

養育支援が特に必要な家庭

《事業内容》

家庭訪問して、保護者の育児、家事等の養育能力を向上させるための支援(相談支援、育児・家事援助など)を行う

② 市域全体での5年間の見込み量 ※ニーズ推計によらずに算出

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
見込み量(人)	50	50	50	50	50

③ 施策展開の方向性

・現状の支援体制を維持しより一層養育環境等の把握に努めるとともに
きめ細やかな支援を実施していく

(9) 妊婦健診

① 事業概要

《対象》 妊婦

《事業》

市町村が、必要に応じて妊産婦に対して健康診査を行う

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、必要な回数(14回程度)の妊婦健診を受けられるよう、公費負担を実施

② 市域全体での5年間の見込み量 ※ニーズ推計によらずに算出

	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
見込み量(人回)	45,000	45,000	45,000	45,000	45,000

③ 施策展開の方向性

・現在の供給水準を維持し、受診に向けた啓発等を実施していく

(10)利用者支援事業※新規事業

①事業概要

《事業》

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する

②市域全体での5年間の見込み量

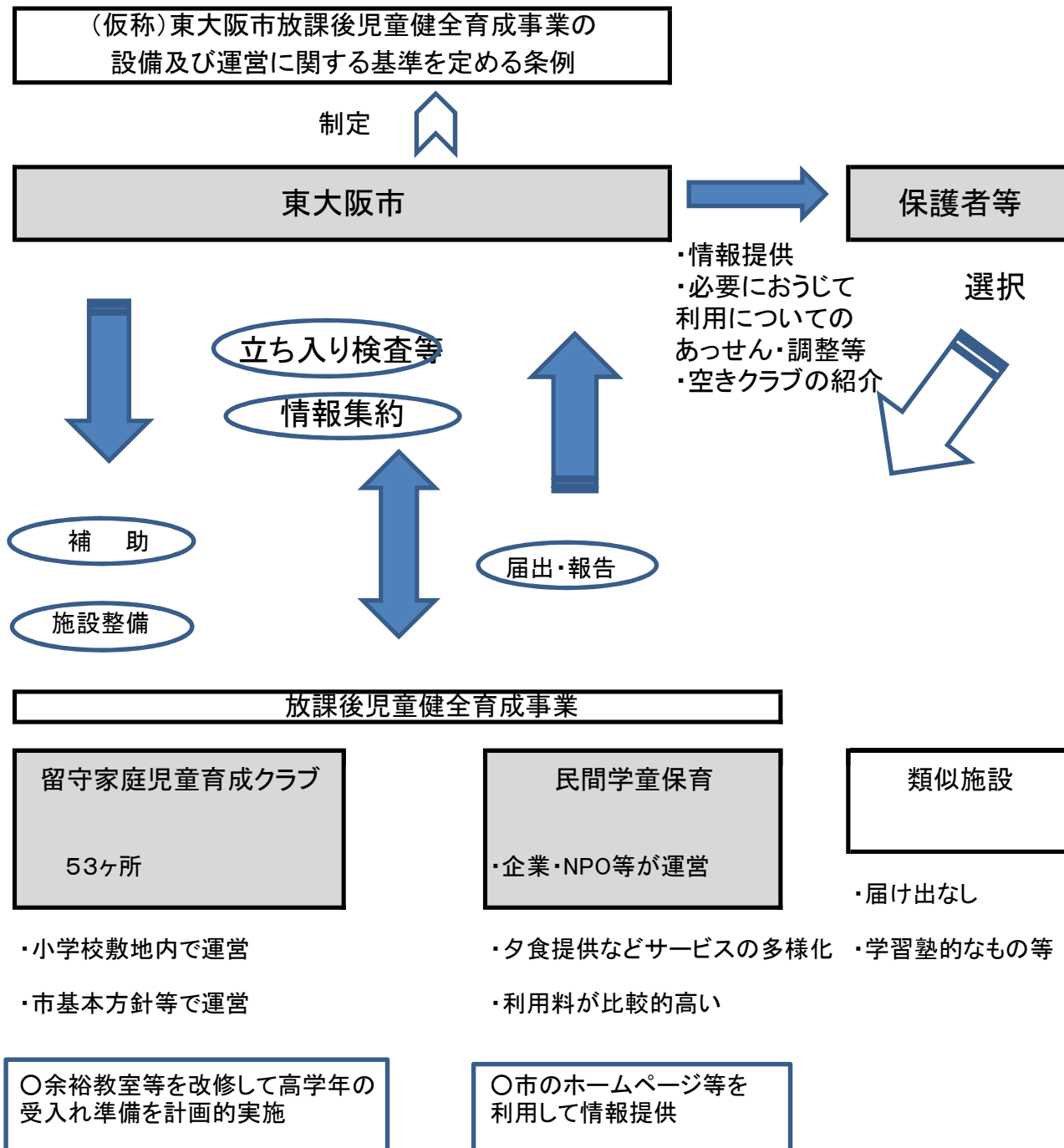
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
見込み量(箇所)	3	4	5	6	7

③施策展開の方向性

・各福祉事務所において教育・保育施設や地域の子育て支援事業を円滑に利用できるように専門の支援員を配置し、相談支援を実施

放課後児童クラブの推進

資料3
第9回子ども・子育て会議



●将来的には、待機児童や高学年の利用ニーズを鑑み、民間学童保育との連携の必要性を図る。